

貧困と隣り合わせ 若者の雇用と職場

若者の労働環境が深刻な事態に陥っている。貧困、少子化、活力、将来に向けたあらゆる課題解決の根幹に、若者の雇用、労働環境の是正がある。

増え続ける非正規雇用

総務省労働力調査によると、2015年の非正規の職員・従業員数は1980万人。雇
用者全体に占める割合は37.5%と、3人に1人以上に高
まっており、「若者の貧困」が
深刻化している。なぜ非正規
雇用の労働者は増え続けるの
か。その裏には若い「正社員」
を取り巻く、企業による「使
いつぶし」の現実があった。

都内の大学を卒業したAさ
んは、初任給19万円で大学に
求人を出していた、一部上場
の某有名居酒屋チェーンに正
社員として就職した。月に60
時間程度の残業をしながら懸
命に働いたAさんは、初月の
給与明細を見て愕然とす
る。額面が19万円を下回
っていたのだ。

この会社は初任給に80

時間分の残業代を組み込んで

いた。月80時間は、労働災害
認定の際、労働時間と健康被
害の因果関係を判定する際に
用いられる「過労死ライン」
だ。それほど働かないと、給
与は19万円にはならない。残
業をしなければ基本給は12万
円程度、時給に換算すれば非
正規雇用の労働者よりも安い
賃金だった。その後も仕事は
過酷さを増し、入社して3カ
月がたつころには、Aさんの
残業時間は月100時間を超
えていた。ある日、職場で泡
を吹いて倒れたAさんは、医
師から過労によるうつ病と診
断され、会社を退職した。

過労死こそ免れたものの、

重い精神疾患を患ったAさん
はその後、非正規雇用の仕事
を転々としながら病に苦しみ

続けることとなった。

昨年10月、厚生労働省が公
表した「過労死等防止対策白
書」によると、15年に正社員
の残業時間が「過労死ライン」
を超えた企業は2割以上、情
報技術にかかわる「IT産業」
やサービス業では4割以上だ
った。

全国健康保険協会の15年の
統計によると、労働者が傷病
手当金を支給された原因とし
て「精神及び行動の障害」の
割合が約3割で最も高く、03
年の1割から約3倍に増えて
いる。なかでも割合が高いの
が若者で、20〜24歳では総支
給原因の5割を超える。

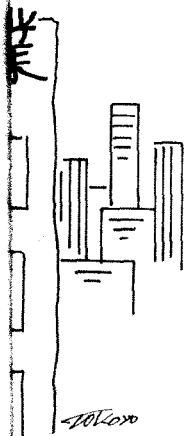
ここ数年、新卒の正社員を
低賃金の長時間労働で酷使す
る、いわゆる「ブラック企業」
の問題が深刻化している。若

者の労働相談に取り組むNP
O法人「POSSE(ポッセ)」
代表の今野晴貴さんによると、
問題が表面化した今でも、新
卒の若者の「2割程度」がこ
うした問題のある企業に就職
してしまうという。

「求人詐欺」の横行

かつての日本にも劣悪な勞
働環境を強いる企業は存在し
た。しかし一部上場企業が
堂々と虚偽の求人を出し、何
百人もの正社員を採用すると
いう事例はなかった。なぜ近
年ここまで横行しているのか。

正社員といえは長期雇用・
年功賃金のイメージが根強い
が、そもそも国の定める正社
員の定義に、長期雇用・年功
賃金は含まれていない。これ
らは労働組合の交渉や、長年
の労使関係と労務管理の伝統
によって形成されてきた。し



2016.10

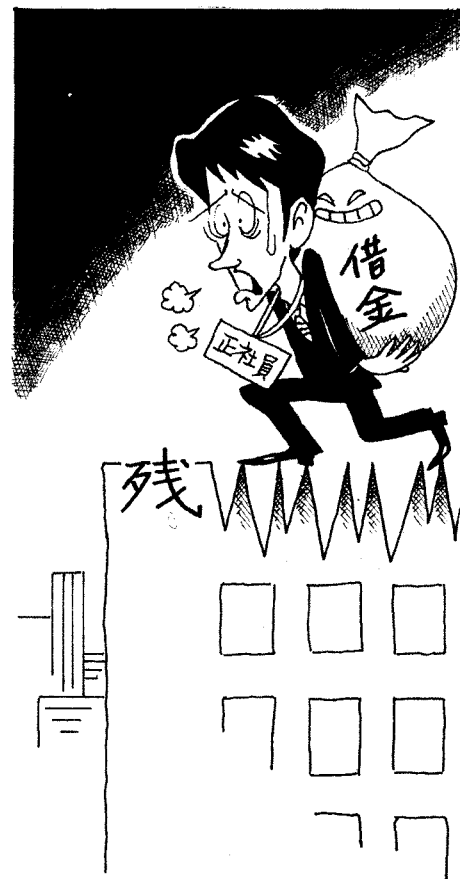
「希望がみえない」と今、多くの若者が口にする。次世代を担う若者をどう支え、社会を持続させていけるのか。すべての世代にとって重要な課題だ。

かし、こうした伝統がないIT産業やサービス業などの新興企業では、社員を安く長く働かせ、耐えられずに退職に至っても、また新たに代わりの社員を雇用するという、社員の「使いつぶし」が常態化している。

その結果、Aさんの事

例のように、求人に出した内容と実際の労働条件が違う「求人詐欺」が後を絶たない。厚生省では、15年に公共職業安定所（ハローワーク）が出した求人でも約4000件が求人詐欺だったと公表している。同所の窓口への相談から発覚したもので、その都度、事実確認や是正指導を行うとはいえないものの、現状では虚偽の求人に対しての罰則はない。

ある中堅不動産会社は基本給30万円で残業なし、完全週休2日制で求人を出していたが、実際は基本給15万円、休みなく月150時間の残業をしてやっと「固定割増手当」15万円が支給されるといふ実態だった。今野さんによれば、こうした企業には「求人詐欺」でも採用してしまえばこつちのもの。「新卒」は一度きりだ



からなかなか辞めないだろう」という認識がまん延しているのだという。

辞められない事情

ここ数年、親世代の年収の

減少と大学の学費高騰によって、有利子の奨学金を利用する大学生が増加、大卒者の約半数が卒業時に平均300万円程度の借金を抱えて就職している。これが、劣悪な労働環境でも簡単には企業をやめられない「重石」となる。退職しても「新卒」ではない若者がすぐに待遇のよい会社に入社して再就職するのは難しいからだ。失業して奨学金の返済が滞ると延滞金が膨らみ、返済できなければ保証人に督促が行く。迷惑をかけ

まいとすぐに非正規雇用の職に就いても、今、非正規雇用の者の年収は、7割が200万円以下だ。奨学金の返済を抱える若者が一度職を失うと一気に貧困層に転落するリスクは高い。

こうした事情から、たとえ低賃金、長時間労働であつても正社員をやめられないという若者は多い。しかし、過酷な労働環境で精神や体を壊して職を失った若者は、結局は非正規雇用の職に就かざるを得なくなる。

世代間の貧困連鎖も

NPO法人POSSEの代表、今野晴貴さんのもとには、職を失い「突如貧困になった」という若者からの相談が激増

しているという。さらに、若者の貧困は親に連鎖する。以前は親が若者のセーフティネットとなっていたが、今は親世代の所得も減少している。うつ病にかかった若者は、親元に帰って引きこもりになるケースも多い。しかし親世代である団塊の世代も、後期高齢者となるにつれ、自分の介護費や医療費が大きな負担となってくる。若者の貧困の温床となっている労働環境の是正は急務といえよう。

政府は、昨年末、正規社員と非正規社員の待遇格差を是正するため、同一労働同一賃金の実現に向けた指針案をまとめたが、関連法の制定はされておらず、効果は未知数だ。その一方で、実質的に長時間労働を合法化する「高度プロフェッショナル制度」や「裁量労働制」の対象拡大などは、より具体的に議論されている。

「一流企業の正社員」という身分があつても、最低賃金で週80時間の残業をして、借金を背負いながら、いつ病気になるか分からない——現代の若者はこうした「目に見えない貧困」と常に隣り合わせの状況に追い込まれている。

ところ・ゆきよし 1947年愛知県生まれ。漫画家。政治の風刺画をテーマに多くの媒体で活動。2009年、日本漫画家協会「大賞」受賞。

ささき・じゅんや 1983年東京都生まれ。テレビのニュース番組、ネットメディアの記者を経てライター。グローバリズムと規制緩和などの問題を手がける。